

平成 12 年 9 月 18 日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課
「IT 革命を推進するための電気通信事業における
競争政策の在り方」担当 殿

福岡市中央区渡辺通 2-1-82
九州電力(株) 経営企画室
梨 田 一 海

電気通信審議会 特別部会において審議が予定されています、「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に対し、下記のとおり意見を申し上げますので、よろしくお取りはからい下さい。

記

線路敷設権問題について

(1) 現状について

電気事業者は、従来から N T T をはじめとする通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの電柱共架申し込みに対して承諾し、協力して参りました。

また、管路・洞道等についても、電力供給に支障を及ぼさないことを前提に、本年 6 月、ご利用にあたっての手続きや料金の算定方法などについてパンフレットを通じて一般に公表したところです。

(2) 線路敷設権の法制化について

線路敷設権については、次の理由により安易に法制化すべきではないと考えます。

- ・ 既に自主的に設備の開放を行ってきており、これまでに通信事業者等との間で問題は発生していない。
- ・ 現状は、電柱の大半を地権者との信頼と協力のもとに、民地に建柱しており、法制化により今後の用地交渉の困難化や移設要請の増加が考えられ、問題を複雑にする懸念がある。
- ・ 法制化によって開放が義務付けられた場合、電力供給に不可欠な設備までも開放の対象になり、電気事業者に課せられた電気の供給責任に支障をきたす恐れがある。

以 上